

天書の性格について

皇學館大學助教授

白山 芳太郎

はし が き

『本朝書籍目録』は現存する国書の目録中最もその成立が早く、建治三年（一二七七）から永仁二年（一二九四）の間（山本信哉氏「本朝書籍目録の著作年代に就て」『史学雑誌』二八一—五）にできたとされている。

『天書』は同書冒頭の「神事」の部の最初にその書名が記され、「大納言藤原浜成撰」とある。

従つて、およそ『天書』は弘安期頃までに成立していなければ、『本朝書籍目録』はこの書をあげることができない。

さらに、この『天書』成立時期を前進せしめるのが、『積日本紀』である。

即ち、『積日本紀』は本書を引用し、現存の『天書』と、その引用文がほぼ一致する。

『積日本紀』は、その著者卜部兼方の父、卜部兼文が一条実経を始めとする一家の人々に講義をした内容を基に編纂したものである。同書述義一・二に、「大間八円明寺入道殿実経御問也」「撰問八一条撰政家経（傍書作「実経御子也」）御問也」「都督八雅言卿也」とあり、述義四に「左金吾仰云（傍書作「大納言実家事也」）とあり、これを、それぞれの人々の在任期間からしぼると、一条家経が摂政に就任する文永十一年（一一七四）六月二十日から、家経が摂政

を離任する建治元年（一一七五）十月二十一日（公卿補任）の間に、兼文の講義は開催されたことが知られる。昭和七年に黒板勝美氏が記された新訂増補国史大系本『釈日本紀』「凡例」に、「本書は卜部兼方が（中略）日本書紀を注釈したるものにして、父兼文が文永十一年または建治元年に前関白一条実経等に講述したる時の説に基づき（中略）編集したるもの」とあるのは、これを踏まえた記載である。従って、文永十一年乃至はその翌年の講義で『天書』は用いられたと推定され、同書成立期はそれ以前といえよう。そこで、かかる『天書』の性格は果たしていかなるものであるか。このことについて、以下考察してみようと思う。

(一)

まず、『書籍目録』の「天書十卷」という記載について検討してみよう。

『天書』には三種現存し、『書籍目録』の筆者が藤原浜成撰と記した『天書』は、『釈日本紀』に引用され、『神道叢書』に翻刻され、また坂本太郎氏が「天書管見」（『日本古代史の基礎的研究上』）のなかで取り上げられ、今回『皇学館大学紀要』第二十八輯に私がおこなった校訂本を作成した『天書』であり、『書籍目録』のいう如く「十卷」本である。

さて三種の『天書』のうち、残りの二書と十卷本『天書』とを比較してみるに、十卷本『天書』は、『釈日本紀』・『諸社根元記』・『日本書紀纂疏』に「天書曰」として引用されている（『纂疏』の「天書曰」は『釈紀』の「天書曰」と同一の個所で、孫引きであろう）。また古典の明記はないが、中世神道書の『神皇実録』・『麗気記』・『大和葛城宝山記』に十卷本『天書』の一部が転載されている。

かかる中世文献への引用がみられないのが残りの二種で、一つは「天書紀」と題された神代のみ十巻の書である。これはむしろ、『書籍目録』が神事の部に収め、また「十巻」と記したことを前提に、偽作した書のようなものである。「神事」の部だから、神代の巻の範疇におさめた如く感じられる。

しかし、十卷本『天書』は神代の巻から始まって皇極天皇の讓位までを記している。この実態は、『積日本紀』に引用された「天書日」が、神代の天岩屋戸の段（『積日本紀』巻七）より、欽明天皇の十四年、樟木を茅渟海に得て佛像を造らしめられる一件（『積日本紀』巻十三）まで及んでいる状況と合致する。即ち、『天書』は神代のみならず、少なくとも欽明天皇の条にまで及んでいたというのが、『書籍目録』と同時代の『積紀』に引かれた際における実状なのである。

このようにして、神代の巻のみの十巻の書である『天書紀』は、神事の部でしかも十卷本だとする『書籍目録』の断片的な事実に一見合致する如くではあるが、『積紀』を補ってみてみると『天書紀』は鎌倉時代に知られた『天書』ではないこととなる。

もう一部は、『天書巻第七、即位』と題する現存一冊の残闕本の『天書』である。

これについては、巻七の現存部分のみで判断しなければならないが、この部分と『積紀』の「天書曰」は一致する箇所がなく、またその叙述内容は『積紀』所引「天書曰」のような編年体の史書でもない。即位の手続きを記したものである。従って、これも排除せられる。

次に、「藤原浜成撰」について検討してみよう。『書籍目録』は浜成の官職を「大納言藤原浜成」と記している。

十卷本『天書』には、冒頭の書き出しにも、巻末の書き止めなどにも、著者に関する記載がない。『書籍目録』を見て偽作されたものであれば、どこかに「藤原浜成撰」と記されていてもよいのだが、それが無いのは偽作されたものではない証拠であろう。

しかも『書籍目録』にいう所の「大納言」にまで浜成が昇ったということは、実は疑わしく、参議どまりだったのである。

浜成は、贈太政大臣正一位藤原不比等の孫であり、兵部卿従三位の藤原麻呂の子であるから、大納言であってもお

かしくはない。ところが、『続日本紀』によると宝龜三年（七七二）四月に任ぜられた参議が最高位であった。延暦九年（七九〇）二月の薨伝によると、群書をよく学習したとある。天応元年（七八二）の『公卿補任』では「本名浜足」とある。

『寧楽遺文』の下九三〇・九三七によると、宝龜三年（七七二）五月『歌経標式』を撰し、歌一首を作る。

ここに浜成とあり、時に参議兼刑部省卿、従四位上勲四等とある。

従つて、浜足から浜成への改名は宝龜三年四月の参議任官の後、五月までの間となる。

天応元年の『公卿補任』では、改名後であったので「浜成」の名で記している。しかもこの人物は、それまで「浜足」と記してきたので、「もとの名は浜足」と注記を加えたのである。

天応元年（七八二）四月大宰帥となり、六月に権帥に左遷されている。延暦元年（七八二）閏正月、氷上川継の謀反があり、浜成はその妻の父であるというので、参議と侍従は解かれる。大宰権帥のみもとの如しとされ、延暦九年（七九〇）二月、大宰府で薨じた。

薨伝は、裁く側の論理から、家筋のよさの故に内外両官の要職を歴任したが、実績はなく、吏民これを患うと記している。しかし、教養に関しては、ほぼ群書にわたると記している。学者ではあったが政治家ではなかったという意であろう。娘婿川継の謀反発覚により連坐規程が適用されて失脚した人物を、国家の正史で賞賛する道理はないので、政治的に無能であったという記載は、真偽不明である。

但し、前述の『歌経標式』のほか、『古今和歌集目録』にその名が記されており、『東域伝燈目録』に『唯識問答』の問は浜成だったと記されるなど、学者としては後々までも語りつがれる素質と実績があったと思われる。

しかし、この浜成と「天書」との関係については、現存の十卷本「天書」にも、また『新日本紀』所引「天書曰」にも記されず、『書籍目録』にのみ見られる現象である。そして参議とまりの浜成を「大納言」と記すなどその伝承

も不確かである。

また後述する如く、平安後期撰の『大神宮諸雜事記』との関連性を推測せしめる一文が、十卷本『天書』の中に見られるところなどから、思想的にみれば、平安後期以降、もしくは鎌倉期になってからの書であろう。奈良時代の藤原浜成に関係づけ得る材料は乏しいといわなければならない。

(二)

さて、そこで本書の本文の内容から、本書の神道書的性格について考察を加えよう。

本書の巻一及び巻二の前半に収められた神代の巻の叙述のなかに、そのような性格が認められる。本書の神代の巻の記載は、『日本書紀』(神代巻)を藍本として叙述が進められているが、次のような個所は『天書』として独得な、独自性のある記事である。

まず、「干し時其中生^三物^二如^一葦牙。独化現^三神人^一。」と記したあと、「名号^三国常立尊^二とあるべきところを、「名曰^三天讓日天狹霧国讓月国狹霧尊^二と記した上で「亦号^三国常立尊^二と記している(天書巻一)。

これは『先代旧事本紀』⁽¹⁾に類似個所がある。しかるに、同書は「国讓」ではなく「国禪」と記され、その次の「讓月」は「禪日」と記されている。これが、平安期の遅くとも延喜年間(九〇一―一二三)を余り下らない頃に成立した『先代旧事本紀』の記載である。それを、このように改めたのは、『天書』以外では鎌倉時代の『神皇実録』⁽²⁾があげられる。

『神皇実録』は伊勢神道書で、『度会神道大成前篇』の「解題」によると、「鎌倉時代中頃までに外宮の神道者によって書かれたもの」、久保田収氏の『中世神道の研究』によると、「文永七年(一二七〇)から建治・弘安にかけて、遅くも弘安三年(一二八〇)六月まで」の成立とされている。

従つて、平安期の『先代旧事本紀』よりも鎌倉期の『神皇実録』に、この『天書』の表現は近い。但し、『神皇実録』は『天書』の「亦号_三国常立尊」の部分をも「亦名_三天御中至尊」也」と改めて記している。また、天御中主神の条を『神皇実録』によつてみると、「視_三天下_三而式_三時候_三授_三諸天子_三照_三臨_三天地之間。而以_三水之徳_三利_三万品之命。」とする記載が存在する。これは『天書』に前引の「亦号_三国常立尊」の次に続けて、「此神人自然化而視_三天下。式_三時候_三授_三諸天子。照_三耀_三宇宙之間。以_三水徳_三利_三万物之命也。」とあるのを基礎に、字句を若干変えてはいるが、ほとんど無断借用して転載したものである。

ここに文永から弘安にかけての頃に成立した『神皇実録』以前に、『天書』は成立していたこととなる。

このことは、文永十一年（一二七四）乃至はその翌年以前に『天書』は成立したと上述したことをそれほど前進せしめるものではないが、およそ文永（二二六四〜七五）頃には本書は存在していたと判断されよう。

続いて『天書』は、「国狭槌」から「檀城姫」までの八神の誕生を記した後、「件五代八神有_三名相。未_レ現_三形体。」と記している。五代は「国狭槌」と「豊香節」を二代と数え、以下六神を二神ずつ各一代と数えて、計八神を五代と数えたものである。神名の表記は異なるが、『神皇実録』も「国狭槌尊」より「惶根尊」までの八神を記した後、「件五代八柱天神光胤坐也。雖_レ有_三名相。未_レ現_三形体。」と記している。『天書』の前引の一文に字句を補つて記したものとみられる。

次に、『天書』はこのあと天の浮橋での天瓊矛の話があつて、磯敷盧島が誕生し、伊弉諾、伊弉冉二神がこの島に降りられると述べた後、「則以_三天瓊矛_三指_三立_三磯敷盧島之上。以_三为天中柱国柱。」と記している。

この記事は、『先代旧事本紀』の陰陽本紀における同書独自の部分である。前後、『日本書紀』や『古事記』を交えて用いつつ成文していく過程で、どの古典にもみられない記載である。それを『天書』が借用したのである。

そして、この部分は『麗気記』と『仙宮秘文』も借用している。

『旧事本紀』・『麗氣記』・『仙宮秘文』と『天書』を比較してみると、右の『天書』引用文の「立」の字の下に『旧事本紀』と『麗氣記』は「於」の字がある。

同引用文の「之」の字は、『旧事本紀』・『仙宮秘文』・『天書』共通して存するが『麗氣記』にはない。また、『中』の下に『旧事本紀』と『麗氣記』は「之」の字がある。「天柱国柱」は『旧事本紀』・『麗氣記』・『天書』の三書とも共通してそのように記すが、『仙宮秘文』は「天之柱国之柱也」の七字で記している。

いずれも文意に大きな影響は発生していないが、『旧事本紀』がもとで、それを『天書』以下の三書が借用したものである。

従って、『天書』は『先代旧事本紀』以降の作であって、上述の「天讓日国禪日」を「天讓日国讓月」に改変したことも、『天書』作者の思索の産物であって、『旧事本紀』をもととした派生的な説と判断されよう。

次に、『天書』巻第一の「天兒屋根命天之忠神也。其貌如_レ日。其心如_レ海。其徳如_レ地。天神感_二其徳_一。莫_レ不_二来_一従。天照大神極善。拜為_二掌持神_一也。」という部分について検討してみよう。

この部分は、『諸社根元記』・『諸神本懐集』・『諸神記』に無断で引用されている個所である。文字の異同は、「命」について、『本懐集』が「尊」と記している。当然、誤記である。「命」の下に『本懐集』は「者」の字があつて、『根元記』・『諸神記』にない。前後、「天手力男命者」とか「太玉命者」とか「石散姥命者」とあつて、ここだけ「者」の字がない。前後の文の調子からいえば、『本懐集』が「者」の字を補つたとみるより、『本懐集』作者が見た『天書』には「者」の字があつた如くに思われる。「貌」の下に『本懐集』・『根元記』・『諸神記』は「只」の字を記しているが、『天書』にはない。

『天書』は、このように、『本懐集』・『根元記』・『諸神記』に無断ではあるが一部引用されているのである。

『書籍目録』が本書を「神事」の部にかかげたのは、本書の巻第一にみられる神道的記事のかかる存在、及び、そ

れに加えての『天書』と題された書名への判断によると推定する。

『天書』の書名は、『釈紀』に「天書曰」と出典を明記して引用しているところより、原型に存したかどうかは保留されるところでも、かなり初期的な段階からつけられていたといえるであろう。勿論、『書籍目録』の著者が本書に接した時には、この書名が存在していた。

次に、「使_二天鈿女命_一為_二師巫_一。頭着_二蘿_一。●_二身着_二手纏_一。足踏_二覆槽_一。在_二於窟戸之前_一。巧作_二俳優_一。亦令_二天石散姥命_一鑄_二造日像之鏡_一。」(天書卷一)について検討してみよう。

これは「釈日本紀」(卷七)に、「天書曰」として引用されている。「●」印を左傍に付した字は、「巫」・「髪」、それぞれ『天書』諸本が「主」・「髪」と誤写したのを『釈紀』所引の『天書』が正しく伝えたものである。「女命」「戸之」は『釈紀』所引『天書』に存しない。写し落したものが、なくともわかると省略したものか、いずれかであろう。

次に、「石散姥命者。天之治工神也。天抜戸之神子也。天照太神歲時。石散姥命。自巧盡作_二明鏡日矛_一。以奉_二太神_一。」(天書卷一)について検討してみよう。

まず「●」印の「石」は『天書』諸本に「天」とある。ここは、少し前に「天石散姥命」とフルネームで出てきたのを踏まえて、この少し後にもある如く「石散姥命」と略称したもので、『釈紀』(卷七)所引『天書』にそのようにあるのに基づいて改めた。「命」「治工」「神」「天照」「石」「命」「巧盡」は『釈紀』(卷七)所引『天書』に存在せず、「天照太神」の「太」及び「奉太神」の「太」は『釈紀』(卷七)所引『天書』に「大」とある。「歳」は『釈紀』(卷七)所引『天書』に「歳」と誤写している。

『釈紀』の『天書』引用態度は、必ずしも厳密に引いておかねばならないという態度ではなく、文意さえ伝われば、省略できる字句は除きつつ引用しようという態度であったことが知られる。

次に、「天国玉者。天之掌玉神也。為人光和。其志如海。惠及鳥獸。家富財貨多。蓄美玉。帝擢令掌美玉。是謂天国玉也。」(天書卷一)について検討してみよう。

これは、「釈紀」(巻八)と『日本書紀纂疏』(下)に引用された「天書」が比較の材料である。

「者」「也」「令」は「纂疏」になく、「光」を「纂疏」は、「柔」、「謂」を「纂疏」は「名」と記し、「獸」を「釈紀」は「神」と記す。「多」以下四字を「釈紀」は「云々」と略し、「纂疏」は「云々」すらない。「美」を「釈紀」・「纂疏」共に「秘」と記す。前掲の省略部分と共に「釈紀」・「纂疏」の一体性が知られる部分である。

次に、「乃授天鹿兒羽_羽」曰。此弓箭者天之秘宝。而可以隨身。今人軍功。対敵臨戰時。三呼其名而射之。無不中百矣。」(天書卷一)について検討してみよう。

これも、「釈紀」(巻八)及び「纂疏」(下)に引用されている。「●」印の「々」は、「天書」諸本にないが、「釈紀」・「纂疏」所引「天書」と「書紀」とを対比するに、「天書」伝本は誤まって脱した系統に属し、「天書」原型を伝えたのは「釈紀」所引「天書」であろうと推定する。「天」は「釈紀」・「纂疏」になく、「而」は「釈紀」・「纂疏」。「也」に作り、「今」は「釈紀」・「纂疏」、「令」に作る。「軍」の上に「纂疏」、「成」の字があり、「射」を「纂疏」、「発」に作る。「無」を「纂疏」、「莫」に作る。「中百」を「釈紀」、「当百」に作り、「纂疏」、「而百」に作る。若干「釈紀」と「纂疏」に異同はあるが、同一部分を引用していることにかわりはなく、「纂疏」が「釈紀」所引「天書」を写す際に誤写または改変したものと推定する。

次に、「無名雉者。天之後園神也。為人清潔。少好五彩靈。皇帝常侍左右。歌鳴遊舞。帝怪雉彦久不来。使雉候之。雉翻下中国。坐彦門前湯津杜樹。鳴曰。雉彦何故来遲。遂为天探女。被害。於雉彦。不報命。亦無功名。故曰無名雉也。」(天書卷一)について検討してみよう。

これは、「釈紀」(巻八)及び「纂疏」(下)に引用されている部分である。

まず、「●」印の「侍」及び「杜」は、それぞれ「天書」諸本が「侍」及び「桂」と誤写したのを、「釈紀」所引「天書」及び「纂疏」所引「天書」が正しく「天書」の原型を伝えたものと判断する。「稚彦久」は、「纂疏」がこのように伝えたもので、「釈紀」現存諸本は「稚」を脱して「帝怪彦久不來」と記している。「纂疏」は「釈紀」によりこの部分を転記したと思われるので、「釈紀」にも本来はこの字が存したと考える。その少し後に「稚彦」が二度登場するが「稚彦」と正しく記されているので、このように考えてよいであろう。その次が今とり上げた「稚彦」(「天書」諸本になく「釈紀」「纂疏」により補う)及び「稚」(「天書」諸本「若」に作るを「釈紀」により復原する)である。他の異同については、「園」が「釈紀」に「菌」とあり、「皇」が「纂疏」にない。「坐」が「纂疏」に「居」とあり、「為」が「纂疏」にない。「於」以下七字が「纂疏」になく、「不」以下三字が「釈紀」に「報命不得」とある。「亦」は「釈紀」に「又」とある。

次に、「経津主神者。天之鎮神也。其先出自諾尊。初諾尊。斬遇突智之血。成赤霧。天下陰闇。直達天漢。化為三百六十五度七百八十三磐石。是謂星度之精也。氣化為神。号曰磐裂。是謂歳星之精。裂生根去。是謂癸惑之精也。去生磐筒男。是謂太白之精也。男生磐筒女。是謂辰星之精也。女生経津主。是謂鎮星之精也。」(天書卷一)について検討してみよう。

これは、「釈紀」(巻六)及び「纂疏」(下)所引の「天書」のほかに「石屋本縁」に「神記」としてこの一文が引用されている。

「●」印の「癸」は、「天書」諸本が「螢」と誤写しているのを、「釈紀」・「纂疏」・「石屋本縁」が「癸」と「天書」原型を伝えたと判断される。

他の異同については、「尊」の下に「石屋本縁」、「為冊崩」の三字を加筆している。「石屋本縁」所引「神記」は、「釈紀」(巻六)所引「天書」と同じ箇所から引用しており、また以下に挙げる五ヶ所の現存「天書」と「釈紀」所

であれば窟中に神ありとなり、「其」であれば石窟があつてその中に神ありとなる。「稜」以下四字、「釈紀」・「纂疏」は写し漏らしているが、「雄走」が続いて出てくるための目移りによる誤写であろう。

「甕」以下三字、「釈紀」は「々々々」と記し、「纂疏」は「甕」一字で略記する。「甕槌」は「釈紀」、「々々」に作る。「纂疏」は前述の如く、この字の一字手前で引用を止めている。

次に、「是後天照太神。將以天杵尊。為中国之主。即賜玄龍車。追真床之縁錦袞。八尺流火鏡。赤玉鈴。草劍等。」（天書卷二）について検討してみよう。

この部分は「釈紀」（巻八）・「纂疏」に引用され、また八字目の「以」以下の文は「大和葛城宝山記」に採られている。

諸書との異同については、「天」以下五字「釈紀」・「纂疏」になく、「之」の字、「釈紀」・「纂疏」・「宝山記」になく、「主」の字、「釈紀」王に作る。「即」の字、「釈紀」・「纂疏」・「宝山記」にない。「宝山記」は恐らく「釈紀」所引「天書」を引いたものであろう。

「玄」以下十八字、「麗氣記」（巻一）に採られ、「錦」・「尺」は、「麗氣記」によると、それぞれ「綿」・「咫」と記されている。

次に、「猿田彦者。長鼻七咫。曲背七尋。眼径八尺。瞳赤如酢。面尻並赤。遍身生毛也。」（天書卷二）について検討してみよう。

この部分は「釈紀」（巻八）・「纂疏」（下）に引用されている。

諸書との異同については、「者」「也」が「釈紀」・「纂疏」になく、「酢」を「纂疏」では「酸漿」と記している。「面尻」は「纂疏」に記されていない。

以上が、「天書」の神代の巻の独自記事についての諸書との比較である。

尚、『天書』卷二の天孫降臨の際、『先代旧事本紀』に記されて有名な「三十二人」の記事が『天書』にも存し、「三十二神」と記されている。伊勢神道書の『倭姫命世紀』・『御鎮座伝記』は『天書』と同様に「三十二神」であり、度会家行の『瑚璉集』（下）では「三十二菩薩」と書きかえられている。

この点でも、『天書』は、『先代旧事本紀』を出発とする伝承を記してはいるが、中世の伊勢神道書の表現の方に、より接近していることが知られる。以上が本書の神道書としての性格である。

(三)

以下は人皇の部である。

この部分の特色は、坂本太郎氏の「天書管見」(『日本古代史の基礎的研究』上)に指摘されている如く、海外交渉史の書としての性格である。それら海外交渉記事の多くは、『史記』・『後漢書』・『晋書』等に照らし合わせてみて「全く妄誕ともいえない」(坂本氏前掲論文)記事であると推測される。

その他の記事についても、『日本書紀』に所見のない幾多の記事が挿入されているが、それらの記事挿入は、『熱田太神宮縁起』・『経籍後伝記』・『日向国風土記』・『伊勢国風土記』・『太子伝暦』・『元興寺縁起』・『扶桑略記』等によって知られる「信憑すべき古伝に基づく挿入である」(坂本氏前掲論文)といえよう。

神代の巻では、『先代旧事本紀』と共通する所伝がみられたが、人皇の巻では、『古語拾遺』と所伝を共通する個所がみられる。

崇神天皇の御代の、天照大神の笠縫邑遷座について、「(崇神天皇六年)秋九月安置於天照太神并薙草劍別殿。詔更鑄造劍鏡矣」と『天書』(卷三)は記している。『日本書紀』が新たに鑄造された劍鏡について記していないのに対し、これを記すのは『古語拾遺』であって、『天書』が『古語拾遺』に「令齋部氏(中略)更鑄鏡造劍」とあるの

に基づいて記事を挿入していることは、やはり信憑すべき古伝に基づいて記事を挿入している証拠の一つといえよう。ともかくも、人皇の部の特色は海外交渉記事の多さである。そして海外交渉記事が回想される背後に、「天書」にみられる次の「吾国者神国也」という記載の存在は無視できないと思われるのである。

それは、用明天皇二年に仏教を受容するか排除するかをめぐり、国論が二分した際の、物部守屋・中臣勝海側の発言に関する「天書」(巻九)の記載である。

「日本書紀」にはこれを記して、「何背_レ国神_二敬_一他神_一也。由来不_レ識_レ若_レ斯事_一矣」とある。

ところが、「天書」(巻九)は、「時物部守屋中臣勝海諫曰。吾国者神国也。何廢_二国神_一而尊_二外国神_一。」と記している。

ここにも『日本書紀』以外の材料による成文の跡がうかがえるが、平安後期の成立で伊勢の神宮古伝をよく収録している『大神宮諸雜事記』に、「用明天皇即位二年_丁。聖德太子與_二守屋大臣_一合戰。其故者。太子修_レ行_三佛法_一我朝欲_レ弘_レ法_三爪_一。大臣我朝偏_レ依_レ為_二神国_一。欲_レ停_レ止_三仏法_一_志成。」とある。これによって、『天書』の記事の『日本書紀』との異同は、単なる『天書』作者の述作ではなく、基づくべき古伝があつて記事を挿入したための異同であることが知られる。

『大神宮諸雜事記』以前の書には、用明天皇二年の排仏論記載に際し、「我朝は偏に神国為るに依りて仏法を停止せんと欲すなり」との記事を挿入したケースがみられない。

とするならば、思想的には、平安後期の『大神宮諸雜事記』以降に『天書』は成立したとみてよいであろう。

そして、『天書』人皇の部における海外交渉史の書としての性格と、神代の部における神道書としての性格、さらに我国は神国であるという発言の記載が、『天書』十巻の中に収められている。とするならば、そういつたことが回想される一つの時期が、前述の文永十一年(一一七四)乃至はその翌年以前でかつ平安期の『大神宮諸雜事記』以後

に存在すると考えられる。

文永三年（一二六六）、高麗王、蒙古の牒使黑的を導き我国に到らしめんとして果たさなかつた（『元史』）。翌四年、高麗王の使、蒙古王世祖の書を奉じ日本に赴く（『元史』）。翌五年、蒙古国使黑的、蒙古国書を持ちて來たる。同七年、菅原長成、『贈蒙古国中書省牒』を草するが（『群書類從』所収）幕議により不発信となる。

こういった過程で記された返牒に、自国に対する神国意識がみられる。この返牒が草せられた頃、やはり海外交渉史が回顧せられ、吾国は神国であるという表現を古い伝えの中から見出して記すということは充分に考えられる想定である。

ひとまず、海外交渉史に目を向けたり自国意識が高まつたりする時期に関する考察は措く。広く、『古事記』・『日本書紀』に漏れた伝承を残そうとして記された齋部氏の『古語拾遺』、及び物部氏の『先代旧事本紀』より以後で、なお未だ中世神道書のような神学的なものが誕生しない以前に、古典をよく学習しようとした努力の一步として、本書のような書が著された。この意味では、本書は『積日本紀』と立場が似ている。『積日本紀』が吉田神道書の母胎となったように、『天書』を活用して、『麗氣記』・『神皇実録』・『諸神本懐集』・『諸社根元記』・『諸神記』・『大和葛城宝山記』等、幾多の中世神道書が誕生している。そして『積日本紀』も本書を活用した。そのような意味で、『天書』と『積日本紀』は、レベルの差はあるが、位置的にいつて、中世の神道神学文献前夜に登場したという点で、あるいは古い伝えを残そうとした『古語拾遺』以来の努力の足跡の最後尾をつとめあげたという点で、共通した位置にあるといえよう。

むすび

『天書』の性格について、これまで述べられてきた説では、海外交渉史的な書としての性格を見出された坂本太郎

氏の「天書管見」の説があった。今回、本書神代の巻にみられる神道的な書としての性格を、諸書との比較により、再度（初度は『本朝書籍目録』が本書を神事の部の冒頭に記した段階）浮かび上がらせることにつとめてきた。また、海外交渉史の書としての性格と、神道の書としての性格の併存が起り得るのは、海外からの刺激を受けて、自国意識が高まる時期の著作であるからだという考えを持つてみた。つまり、『贈蒙古国中書省牒』と本書との思想的共通基盤を想定してみたわけである。さらに、記紀に漏れた伝承を残そうとして古伝を研究した『古語拾遺』から『積日本紀』にいたる途上での、『釈紀』直前の一步と考えた。その後の神学的なものが生まれる前夜、古典をよく学習しようとした段階の書なのである。そのような一步として、本書は神代より皇極天皇の譲位までを記して登場する。なぜ皇極天皇の譲位で擱筆されねばならなかったのか、その必然性について今は不明である。ただ、『本朝書籍目録』が藤原浜成（神龜元年（七二四）～延暦九年（七九〇））撰と記したことをもとに偽書とみる見方に対して、『天書』の内部自体に浜成撰と記していない以上、そのような見方はアン・フェアーである。しかし、『天書』という書名が、その内容に比して過大すぎるといふ程度の批判であるならば、やむをえないとは思ふ。

註

- (1) 鎌田純一氏「先代旧事本紀の研究（校本の部）」による。
- (2) 大神宮叢書『度会神道大成前篇』所収「神皇実録」による。
- (3) 新訂増補国史大系『积日本紀』による。
- (4) 国民精神文化文献『日本書紀纂疏』による。